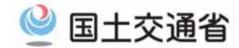
令和4年度 景観行政セミナー

# 景観まちづくりの推進に向けて

## 国土交通省 都市局 公園緑地·景観課 景観·歴史文化環境整備室



Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

## 

- 3. 景観まちづくりの推進に向けて
- 4. 今後の展開 ······· P 70

# 1. 景観行政の概要

### 景観法(平成16年制定)の概要

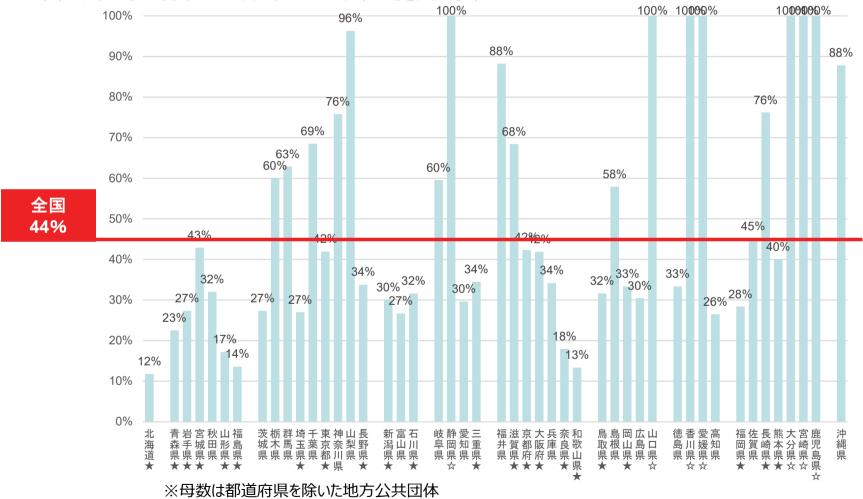


<参考>全体は47都道府県、1,741市区町村 (令和4年3月時点 総務省統計局)

景観行政団体	799団体	(40都道府県、	759市区町村)
景観計画	646団体	(22都道府県、	624市区町村)
(重点的な取組を進める市区町村)		(	384市区町村)
景観重要建造物	708件	( 2都道府県、	105市区町村)
景観重要樹木	267件	(	65市区町村)
景観協定	148件	(3都道府県、	63市区町村)
景観整備機構	117法人	(19都道府県、	60市区町村)
景観協議会	94組織	( 1都道府県、	58市区町村)
景観地区等	計180地区	(	56市区町村)
景観地区	55地区	(	33市区町村)
準景観地区	6地区	(	4市区町村)
地区計画等形態意匠条例	118地区	(	23市区町村)

#### 景観行政団体への移行状況(地整管区·都道府県別)(令和4年3月時点)

全国の市区町村のうち、<u>4割</u>が景観行政団体に移行している。 都道府県内の全ての市区町村が景観行政団体に移行しているのは静岡県、山口県、 香川県、愛媛県、大分県、宮崎県、鹿児島県。

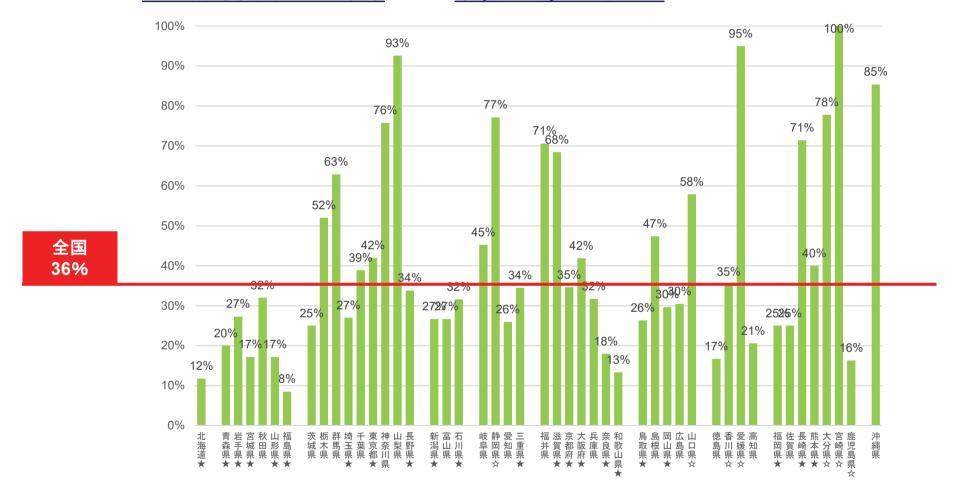


★は景観計画策定済み都道府県

☆は全ての市町村が景観行政団体に移行した都道府県

### 景観計画の策定状況(地整管区·都道府県別)(令和4年3月時点)

#### 全国では約36%の市区町村で景観計画策定済み。 一方、都道府県間ではバラッキがあり、取組の進捗に地域差がある。



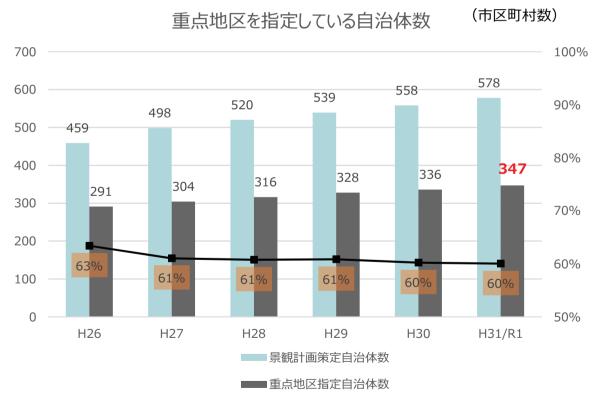
※母数は都道府県を除いた地方公共団体

★は景観計画策定済み都道府県

☆は全ての市町村が景観行政団体に移行した都道府県

#### 重点地区の指定状況(指定自治体数)

○景観計画策定自治体のうち、重点地区指定自治体の割合は、平成26年から平成27年にかけてやや減少しており、平成27年以降は約6割となっている。
 ○また、令和2年度(予定含む)、今後設定する予定を合わせると約80の自治体が今後重点地区を指定する予定となっている。



→ 景観計画策定数に占める重点地区指定自治体割合

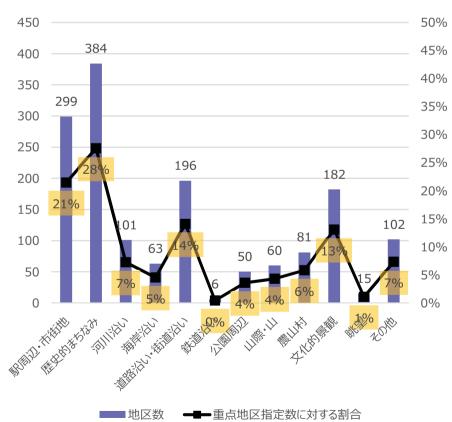
重点地区新規策定予定の自治体数

(市区町村数)

設定年度	自治 体数
令和2年度(予定含む)	22
令和3年度~令和7年度	22
今後設定する可能性あり (令和3年度~令和7年度策 定予定の自治体も含む)	53

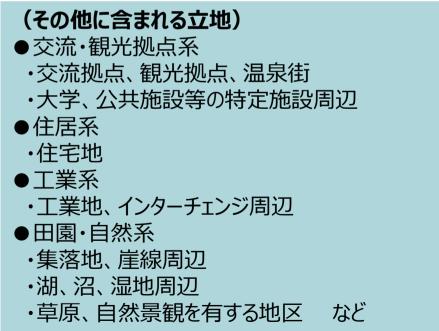
#### 重点地区の指定状況(重点地区の立地)

○重点地区の立地は、「歴史的まちなみ」、「駅周辺・市街地」など、地域の顔となる地区への指定が多く、それぞれ全地区数の約3割、2割を占める。
 ○その他では、「交流・観光拠点系」、「工業系」などが挙げられている。



重点地区の立地 N=1393

※該当するキーワード(立地)が含まれる地区数をカウントしており、地区によっては、複数のキーワードに該当するものがある。
(駅周辺・市街地/歴史的まちなみ/公園周辺 など)
※「河川沿い」、「道路沿い、街道沿い」等は、別のキーワードと合わせて記載されている場合が多い。



# 2. 景観行政を巡る最近の状況

### 政府方針における景観行政の位置づけ

平成28年~令和2年

●「社会資本整備重点計画」(第4次)(平成27年9月18日閣議決定)

・重点施策の方向性

景観法や歴史まちづくり法等を活用し、<u>地域の特性にふさわしい良好な景観を形</u> <u>成</u>する。

・重点施策の達成状況を測定するための代表的な指標(KPI) 景観計画に基づき取組を進める地域の数(市区町村数) 【H26年度 458団体 → H32年度 約700団体】



令和3年~7年

●「社会資本整備重点計画」(第5次)(令和3年5月28日閣議決定)

・重点施策の方向性

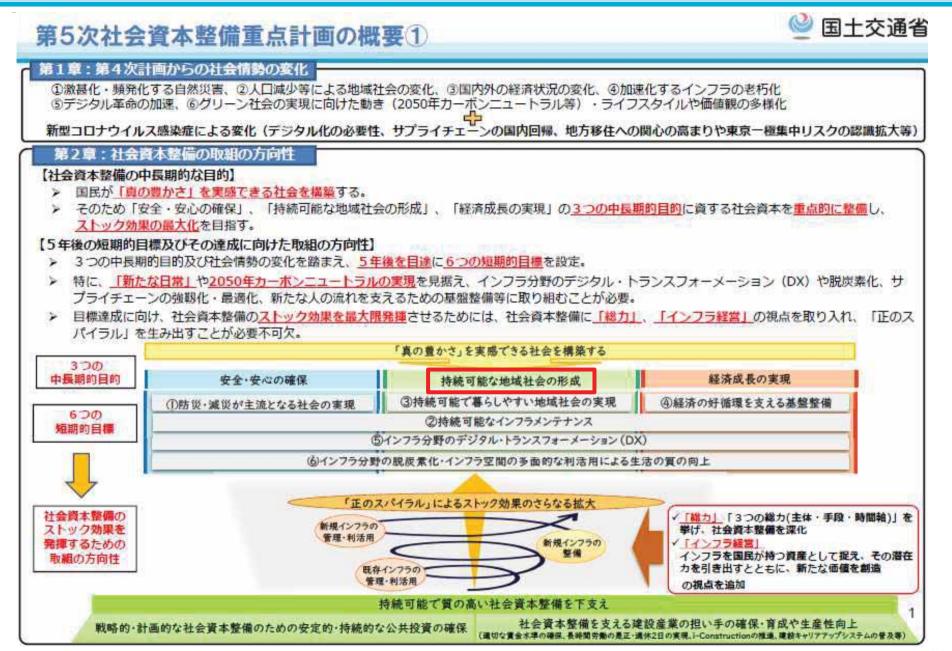
良好な景観の形成や歴史・文化・風土を活かしたまちづくりを推進する。

・重点施策の達成状況を測定するための代表的な指標(KPI)

景観計画に基づき重点的な取組を進める市区町村数

【R1年度 347団体→R7年度 450団体】

### 第5次社会資本整備重点計画(令和3年5月28日閣議決定)



### 第5次社会資本整備重点計画(令和3年5月28日閣議決定)

第5次社会資本整備重点計画の概要②	
第3章:計画期間の重点目標と重点施策	
重点目標1:防災・減災が主流となる社会の実現	重点目標4:経済の好循環を支える基盤整備
1-1 気候変動の影響等を踏まえた「流域治水」等の推進 (「流域治水」等の推進)         1-2 切迫する地震・津波等の災害に対するリスクの低減 (公共土木施設等の耐震化等)         1-3 災害時における交通機能の確保       (災害に強い交通ネットワークの構築)         1-4 災害リスクを前提とした危機管理対策の強化 (TEC-FORCEの高度化や避難体制の確保、建設産業の担い手確保等)	<ul> <li>4-1 サブライチェーン全体の強靱化・最適化 (物流ネットワークの構築、物流D)</li> <li>4-2 地域経済を支える観光活性化等に向けた基盤整備 (国際空港の機能強化、観光客受入環境整備等</li> <li>4-3 民間投資の誘発による都市の国際競争力の強化 (都市の国際競争力強化、PFIによる官民連携</li> <li>4-4 我が国の「質の高いインフラシステム」の戦略的な海外展開 (海外展開に取り組む企業支援)</li> </ul>
重点目標2:持続可能なインフラメンテナンス	重点目標5:インフラ分野のデジタル・トランスフォーメーション(DX)
<ul> <li>2~1 計画的なインフラメンテナンスの推進 (予防保全への転換やメンテナンス体制の確保)</li> <li>2~2 新技術の活用等によるインフラメンテナンスの高度化・効率化 (新技術やデーク活用の促進)</li> <li>2~3 集約・再編等によるインフラストックの適正化 (施設の集約化・複合化等の取組推進)</li> </ul>	5-1 社会資本整備のデジタル化・スマート化による働き方改革・生産性向上 (データブラットフォームの構築、建設現場におけるDXの推進 5-2 新技術の社会実装によるインフラの新価値の創造 (スマートシティやAIターミナル等の推
重点目標3:持続可能で暮らしやすい地域社会の実現	重点目標6:インフラ分野の脱炭素化・インフラ空間の多面的な利活用 による生活の質の向上
<ul> <li>3-1 魅力的なコンパクトシティの形成 (コンパクト・プラス・ネットワークの推進。オープンスペースの充実等)</li> <li>3-2 新たな人の流れや地域間交流の促進のための基盤整備 (道路・鉄道・航空・海運等の交通ネットワーク整備)</li> <li>3-3 安全な移動・生活空間の整備 (子どもや高齢者等の安全確保)</li> <li>3-4 パリアフリー・ユニバーサルデザインの推進 (公共施設等のパリアフリーや心のパリアフリーの推進)</li> </ul>	<ul> <li>6-1 グリーン社会の実現         <ul> <li>(2050年カーボンニュートラルに向けた、地球温暖化対策(カーボンニュートラボートの形成、低炭素都市づくりの推進。木造建築物の普及促進等)、グリンインフラ等の推進)</li> <li>6-2 人を中心に据えたインフラ空間の見直し</li></ul></li></ul>

#### 第4章:計画の実効性を確保する方策

1. 地方ブロックにおける社会資本整備重点計画の策定、2. 多様な効果を勘案した公共事業評価等の実施、3. 政策間連携、国と地方公共団体の連携の強化 4. 社会資本整備への多様な主体の参画と透明性・公平性の確保、5. 社会資本整備に関するデータ連携基盤の強化、6. 重点計画のフォローアップ 2

12

### 第5次社会資本整備重点計画(令和3年5月28日閣議決定)



#### ●「明日の日本を支える観光ビジョン」(平成28年3月30日策定)

2020年を目途に、主要な観光地(原則、全都道府県・全国の半数の市区町村)で、景観計画を策定。 合わせて、全都道府県及び景観計画が未策定の「主要な観光地(平成28年3月30日時点)に 対して、「主要な観光地及び都道府県における景観計画の策定について」(平成28年9月26日付け) を通知し、景観計画の策定に尽力いただくよう、要請。

#### ●「観光立国推進基本計画」(平成29年3月28日閣議決定)

主要な観光地(原則、全都道府県・全国の半数の市区町村)において景観計画の策定を促進。

#### ●「観光ビジョン実現プログラム2020」(令和2年7月観光立国推進会議)

<u>主要な観光地における景観計画や歴史的風致維持向上計画の策定を促進し、国内外の観光客にとって魅力ある観光地づくりを推進する</u>

### 平成28年3月30日「明日の日本を支える観光ビジョン」策定

#### 景観の優れた観光資産の保全・活用による観光地の魅力向上

地域固有の景観を、観光資源として「守り」、より魅力的に「育て」、まちづくりを通して「活用」する 取組を強力に進めます。

目指すべき将来像	現状・課題および今後の対応
京都市歴史的建造物の保全や景観法規制などの「守る」視点と あわせ、屋外広告物の適正化や地域との協働による街並 み誘導などの「育て」「活用」する視点をもって、総合 的に景観形成を推進。ジボックデシボックシ	<ul> <li>現状・課題         <ul> <li>2015年9月末時点で、20都道府県、472市区町村において 景観計画を策定。</li> <li>観光地だけではなく、そこに至るルート沿い等を含めた、 広域的な景観形成が不十分。</li> <li>視線を遮る電柱や電線により、美しさに欠ける風景が都市や 田園、世界遺産登録地など、各地に存在(日本の無電柱化率 は、東京23区ですら7%と、欧米・アジアの主要都市と比べ 著しく遅れている状況)。</li> </ul> </li> <li>今後の対応         <ul> <li>2020年を目途に、主要な観光地(原則として全都道府県・ 全国の半数の市区町村)で景観計画を策定。</li> </ul> </li> </ul>
<ul> <li>関門海峡(下関市・北九州市)</li> <li>関門海峡固有の良好な景観形成を図るため、下関市及び 北九州市では、県境を越えて関門景観協議会を組織し、 広域的な景観のマスタープランを策定。</li> <li>関門海峡を隔て、 ゾーン毎に共通の 景観ルールが定め られている。</li> <li>副門海峡</li> <li>副門海峡</li> <li>副門海峡</li> <li>副門海峡</li> <li>副門海峡</li> </ul>	<ul> <li>目に見えるかたちでの景観形成を促進するためモデル地区を 選定し、重点支援。</li> <li>・行政界を越えた景観形成を促し、観光サイン等のデザインの統一化 等による広域的な景観形成を推進</li> <li>・広域観光周遊ルート内で「都市周遊ミニルート」を選定し、歴史的 道すじの再生、トイレ・休憩施設等の設置、地域のまちづくり団体 の活動等をパッケージで重点支援</li> <li>歴史まちづくり法の重点区域などで、無電柱化を推進</li> <li>観光資源となっている国営公園の魅力的な景観などを活用し、 外国人向けガイドツアーの開催やWi-Fi環境の整備等を推進。</li> </ul>

### 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律【概要】

#### 背景・必要性

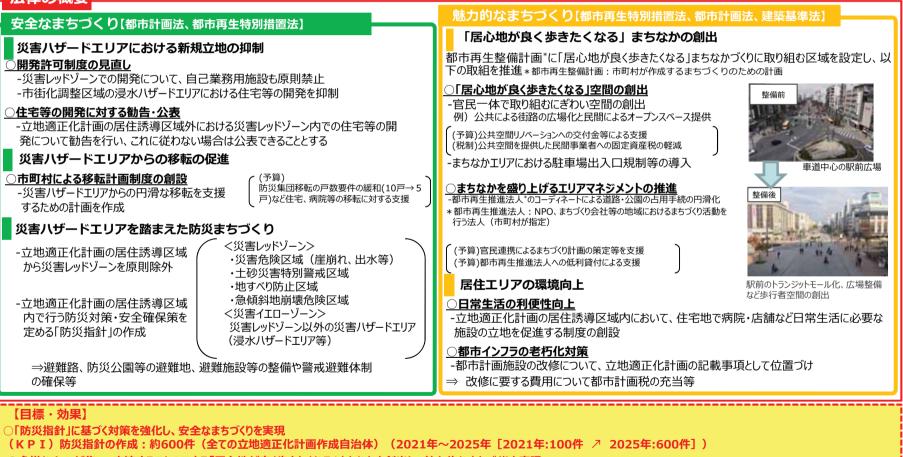
○頻発・激甚化する自然災害に対応するため、災害ハザードエリアにおける新規立地の 抑制、移転の促進、防災まちづくりの推進の観点から総合的な対策を講じることが喫緊の課題

○こうした取組に併せて、生産年齢人口の減少、社会経済の多様化に対応するため、ま ちなかにおいて多様な人々が集い、交流することのできる空間を形成し、都市の魅力を 向上させることが必要

#### ⇒ 安全で魅力的なまちづくりの推進が必要

「国土強靱化基本計画」、「経済財政運営と改革の基本方針2019」、「成長戦略実行 計画・成長戦略フォローアップ・令和元年度革新的事業活動に関する実行計画」、「まち・ ひと・しごと創生基本方針2019」(閣議決定)において、居心地が良く歩きたくなるまちな かづくりの推進、災害リスクの高いエリアの立地規制やエリア外への移転促進、スマートシティ の推進、コンパクト・プラス・ネットワーク等を位置づけ

#### 法律の概要



○多様な人々が集い、交流することのできる「居心地が良く歩きたくなる」まちなかを創出し、魅力的なまちづくりを実現

(KPI)「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりに取り組む区域を設定した市町村数:2025年度までに100市町村以上

#### 「居心地が良く歩きたくなるまちなか」からはじまる都市の再生

(今後のまちづくりの方向性(令和元年6月26日「都市の多様性とイノベーションの創出に関する懇談会」提言より))

 ○ 官民のパブリック空間(街路、公園、広場、民間空地等)をウォーカブルな人中心の空間へ転換・先導し、民間投資 と共鳴しながら「居心地が良く歩きたくなるまちなか」を形成
 ○ これにより、多様な人々の出会い・交流を通じたイノベーションの創出や人間中心の豊かな生活を実現し、まちの魅力・ 磁力・国際競争力の向上が内外の多様な人材、関係人口を更に惹きつける好循環が確立された都市を構築



※地域特性に応じた取組を、歩ける範囲のエリアで集中的あるいは段階的に推進 ※人口規模の大小等を問わず、その特性に応じた手法で実施可能



## ストリートデザインガイドライン改訂(2.0)

○まちなかの徒歩圏の範囲を対象に、官民の公共空間を一体的に捉え、ウォーカブルな空間へと総合的に取り組むため、学識経験者・地方公共団体等、多くの方々からのご意見を集約。ストリートデザインに携わる方々にとって有益な一助となるべく、ストリートデザインのポイントとなる考え方を示したもの。(R2.3策定)
 ○令和2年度の都市再生特別措置法・道路法の改正を踏まえ、内容を拡充するとともに、冊子デザインを一新



#### 令和3年5月12日公表

#### 景観重要公共施設に関する記載

松山市:花園町通り(景観重要公共施設)

『景観計画に基づく<u>景観重要公共施設に指定することは、公共施設とその周辺の土地利用を一体的に</u> 計画に位置づけることにつながり、無電柱化の促進や良好な景観形成を図ることができるため、積極的な 活用を図ることが望ましい。』



【景観重要道路】 県道21号 若宮大路 (神奈川県鎌倉市)



【景観重要港湾】 重要港湾 長崎港 (長崎県長崎市)



【景観重要都市公園】 市立「21世紀の森と広場」 (千葉県松戸市)



【景観重要河川】 2級河川目黒川 (東京都目黒区)

#### 無電柱化推進計画(令和3年5月25日閣議決定)

第1 無電柱化の推進に関する基本的な方針	第2 無電柱化推進計画の期間
1. 取組姿勢 ・新設電柱を増やさない	2021年度から2025年度までの5年間
特に <b>緊急輸送道路</b> については <b>電柱を減少</b> させる ・徹底したコスト縮減を推進し、限られた予算で無	第3 無電柱化の推進に関する目標
電柱化の実施延長を延ばす ・事業の <b>更なるスピードアップ</b> を図る	1. 無電柱化の対象道路 ・防災:市街地の緊急輸送道路、長期停電や通信障害の防
<ul> <li>2. 適切な役割分担による無電柱化の推進</li> <li>①防災・強靱化目的</li> <li>・市街地の緊急輸送道路など道路の閉塞防止を目的とする区間は道路管理者が主体的に実施</li> <li>・長期停電や通信障害の防止や、電線共同溝方式が困難な区間は電線管理者が主体的に実施</li> <li>・上記の重複は道路管理者、電線管理者が連携し実施</li> </ul>	止の観点で必要な区間 等 •安全・円滑な交通確保:バリアフリー法に基づく特定道 略 通学路 歩行者利便増進道路 等 •景観形成・観光振興:世界遺産周辺、重要伝統的建造物 群保存地区 等 2.計画目標・指標 高い目標を掲げた前計画を継承
②交通安全、景観形成・観光振興目的 ・安全・円滑な交通確保を目的とする区間、景観形 成・観光振興を目的とする区間は道路管理者、地方 公共団体等が主体的に実施	<進捗・達成状況を確認する指標> ①防災 ・電柱倒壊リスクがある市街地等の緊急輸送道路の無電柱化着手率 38%→52%
道路事業や市街地開発事業等が実施される場合は、 道路管理者、電線管理者、市街地開発事業等の施行者 及び開発事業者が連携して実施	②安全·円滑な交通確保         ・特定道路における無電柱化着手率       31%→38%
3. 無電柱化の手法 ・電線共同溝方式、自治体管路方式、要請者負担方式、 単独地中化方式、軒下配線、裏配線	③景観形成・観光振興 ・世界文化遺産周辺の無電柱化着手地区数 37→46地区 ・重要伝統的建造物群保存地区の無電柱化着手地区数 56→67地区 ・歴史まちづくり法重点地区の無電柱化着手地区数 46→58地区
4. まちづくり等における無電柱化 ・まちづくり等の計画においても無電柱化を位置づけ、地 域の賑わいを創出するような道路空間の整備を推進	目標を達成するため、「防災・減災、国土強靱化のための加速 化対策」で着手する約2,400kmも含め、新たに4,000kmの
<ul> <li>・無電柱化を実施する機会を捉え、舗装、照明等のデ ザインの刷新や自転車通行空間の確保など道路空間 のリデザインを推進</li> </ul>	無電柱化が必要 そのほか、電線管理者(長期停電や通信障害の防止の観点) や開発事業者による無電柱化あり

#### <課題> 景観形成の調整に係る新たな問題

携帯電話会社の中継アンテナや太陽光発電施設、風力発電施設の増加等に起因する景観上の課題が顕在化。

#### <対応方針案> 様々な公益を調整する景観協議手法の確保

地域の実情に応じ、景観やそれ以外の様々な公益を総合的に判断し、景観上支障と なり得る既存の施設等について、将来の更新に備えて予め景観計画を見直す等、地 域の実情に応じて、事前の対策を講じる。



### 太陽光発電施設への対応〈国〉

#### 環境省の対応

- 平成30年度、太陽光発電、風力発電の環境アセスメントに関する検討会を開催。
- ●報告書における評価項目として
   「騒音、水環境、斜面安定性、反射光、生態系、<u>景観</u>、廃棄物」が記載。
- <u>環境アセスメント(法アセス)の対象となるよう政省令改正(施行:令和2年4月1日)</u>
  - ⇒ 大規模なメガソーラー(第1種:4万kW超、第2種:3万kW超)は、 令和2年4月から法アセス対象
- 「太陽光発電の環境配慮ガイドライン」を策定・公表(令和2年3月)
  - ⇒環境影響評価法や環境影響評価条例の対象とならない、より規模の 小さい太陽光発電施設に対する、自主的な環境配慮の取組を促進

#### 国土交通省の対応

● 平成29年度に静岡県を対象として太陽光パネルに関する景観誘導施策を検討
 ⇒ 報告書を国土交通省HPで公開。

「静岡県における自然景観と調和した太陽光パネルに関する景観誘導施策の検討調査」 ※ <u>景観法においては、景観の側面からしか対応できないことに留意。</u>

### 太陽光発電施設への対応〈地方公共団体〉

# 昨今の太陽光発電施設の建設を受けて、条例制定やガイドラインの運用など、各地方公共団体で対応の動きが高まっている。

都道府県·区市町村	条例·規則等	太陽光発電に係る内容
広島県	ふるさと広島の景観の保全と 創造に関する条例	<ul> <li>・大規模行為届出対象地域及び景観形成地域では、高さ13m又は 建築面積1,000 mを超えるものを設置する場合、届出を行い、景観 形成に配慮されているか審査される。</li> <li>・大規模行為景観形成基準には、太陽光発電に特化したものはない。</li> </ul>
北海道函館市	函館市景観計画	・景観形成街路沿道区域においては、地上設置型の太陽光発電設 備を設置する場合は、 <u>公共的な場所から直接見えないよう配慮</u> する 必要がある。
石川県金沢市	金沢市景観計画	<ul> <li>・モジュール面積の合計が50 mを超える太陽光発電設備の新設等 を行う場合、<u>届出が必要</u>であり、景観形成方針、基準に適合しなけ ればならない。</li> <li>・太陽光発電設備等を設置する場合は、公共空間・施設から望見で きる場所には設置しないこと、パネルは反射が少なく模様が目立た ないものを採用すること、などが定められている。</li> </ul>
京都府京都市	太陽光パネルの景観に関する 運用基準	・ <u>太陽光パネルの色を黒、濃い灰色、濃い紺色の3色に統一</u> するとと もに、公共用空地等から見える場合、規制エリアの種別により、設置 不可や瓦の幅に合わせたパネルとするなどの基準が定められてい る。
大分県杵築市	杵築市再生可能エネル ギー発電設備設置事業 指導要綱	・5,000 ㎡以上の土地を使用した再生可能エネルギー発電設備設 置事業を行う場合、 <u>市との協議、地元(周辺)住民への説明会の開</u> <u>催が必要</u> となる。

### 太陽光発電施設への対応〈地方公共団体〉

都道府県·区市町村	条例·規則等	太陽光発電に係る内容
北海道	北海道景観計画、 景観条例、北海 道太陽電池・風力 発電設備景観形 成ガイドライン	<ul> <li>・太陽電池発電設備の高さ5m又は築造面積2,000㎡を越える場合(広域景観形成推進地域では高さ5m又は築造面積1,000㎡を越える場合)、届出を行い、景観形成に配慮されているか審査される。</li> <li>・太陽電池発電設備を特定した景観育成基準はないものの、工作物に関する景観形成基準を踏まえ、太陽光発電設備等の特徴を捉えた解説や配慮事項を示したガイドラインを作成している。</li> </ul>
石川県	石川県景観計画、 いしかわ景観総 合条例	<ul> <li>・太陽光発電設備等(建築設備を除く)の高さが13mを越える場合(春欄の里景観 形成重点地区では高さが1.5mを越える場合、奥のと里海日置景観形成重点地 区では高さ5m又は築造面積の合計が50mを越える場合)、事業者は景観形成 基準に適合させて届出を行う。</li> <li>・春欄の里景観形成重点地区では、太陽光発電設備等を屋根に設置する場合は、 パネルの色彩は周辺の屋根材と調和させ、低彩度・低明度のものとし、地上に 設置する場合は主要な視点場や公共空間から目立たない位置に設けたり、施 工方法を工夫し目立たないデザインにしたり、反射が少ない模様が目立たない ものにするなど周辺景観との調和に配慮する。</li> <li>・奥のと里海日置景観形成重点地区では、屋根に設置する場合は、屋根から突 出させず、パネルの色は黒色を原則とし、地上に設置する場合は、峰自然歩道 や幹線道路から見えないようにし、やむを得ない場合は植栽に努めることとして いる。</li> </ul>
島根県	ふるさと島根の景 観づくり条例(法 に基づかない自 主条例)、風力・ 太陽光発電施設 に係る届出事務 取扱	<ul> <li>・太陽光発電施設の設置面積の合計が1,000㎡を超える場合、事業者は<u>事前相</u> <u>談の上で景観調査を実施し、事前協議を経た上で届出</u>を行い、景観形成に配慮 されているか審査される。</li> <li>・景観調査は、①建設予定地の調査②可視領域図の作成③景観調査地点の選 定方法④景観調査地点からの眺望⑤完成予想図の作成としている。</li> <li>・<u>景観調査及び事前協議は、事務取扱において規定</u>さている。</li> <li>・太陽光発電施設を特定した景観育成基準はない。</li> </ul>

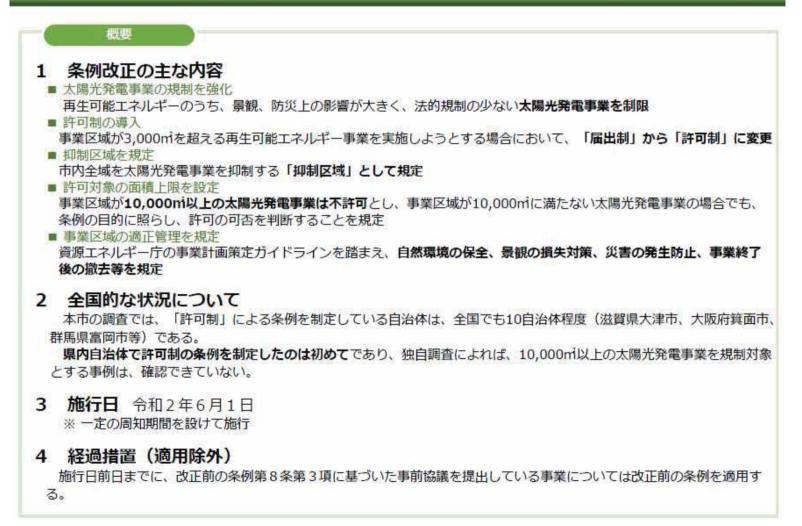
### 太陽光発電施設への対応〈地方公共団体〉

都道府県·区市町村	条例·規則等	太陽光発電に係る内容
長野県駒ヶ根市	駒ヶ根市景観計画、 景観条例	<ul> <li>・景観計画区域全域において、地上設置型太陽光発電施設の高さ10mを越える 場合(景観育成重点地区は8mを越える場合)、又は設置面積の合計が500m を超える場合(景観育成重点地区の場合も同様)、届出を行い、景観形成に配 慮されているか審査される。</li> <li>・設置する場合は、<u>届出の前に地元住民への説明会の開催</u>、景観育成住民協定 が締結されている地域では地元住民協定協議会と事前協議を実施し、届出の 際に記録の提出を運用上求めている。</li> <li>・地上設置型太陽光発電施設を特定した景観育成基準はない。</li> </ul>
長野県茅野市	茅野市景観計画、 景観条例	<ul> <li>・景観計画区域全域において、再生可能エネルギー発電設備(太陽光発電設備 については、出力10kw以上のものとし、一般住宅等で自家消費を目的としたものは対象外)全てについて、事業者は景観形成基準に適合させて届出を行う。</li> <li>・建築物に設置する場合は、色彩を建築物に合わせて調和、地上に設置する場合は、再生可能エネルギー発電設備は景観に配慮した目立たない色彩に、太陽光発電設備は太陽光発電モデュールとフレームの色彩はできるだけ同色にする。</li> </ul>
長野県南箕輪村	南箕輪村景観計画、 景観条例	<ul> <li>・景観計画区域全域において、太陽光発電設備等(一定の土地にまとまって自立して設置、建築物の屋根、屋上等に設置するもので太陽光発電設備も含む)のパネル面積が100 mを超える場合、事業者は景観形成基準に適合させて届出を行う。</li> <li>・屋根・屋上に設置する場合は、パネルの色彩を黒または濃紺もしくは低彩度・低明度の目立たないものを原則とする。</li> <li>・地上に設置する場合は、道路から望見できる場所に設置しないように努め、やむを得ない場合は植栽や格子・ルーバー等の工夫をする。また、パネルは反射が少なく模様が目立たないもの、パネル・枠の色は、黒、濃い灰色、濃紺色とするように務める。</li> </ul>

### 太陽光発電施設への対応例〈地方〉

#### ・岩手県遠野市は市内全域で1万㎡以上の太陽光発電所を許可しないことを条例に位置 づけ。(令和2年6月1日施行)

#### 条例の改正概要

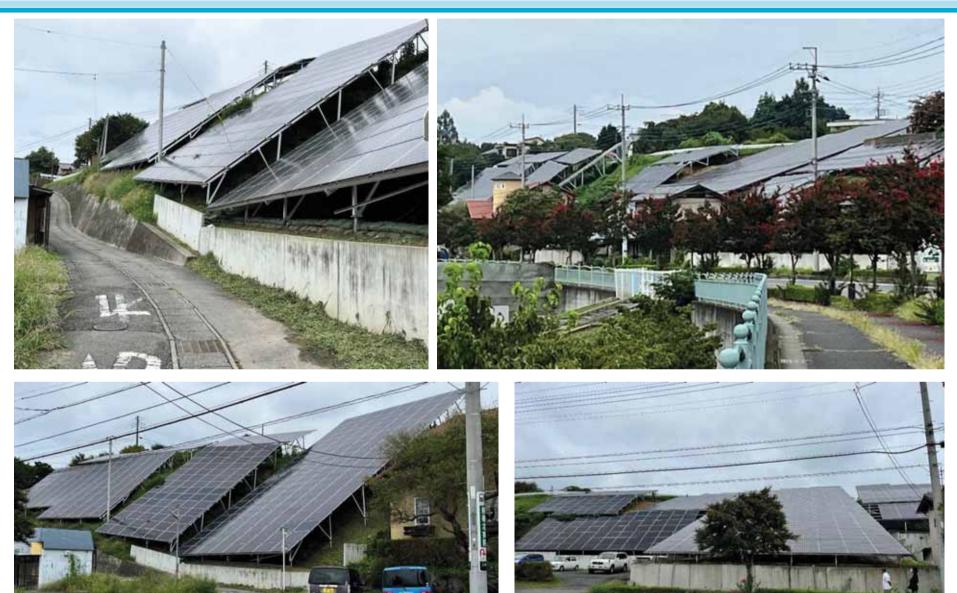


### 太陽光発電施設の設置事例



### 太陽光発電施設の設置事例

FE



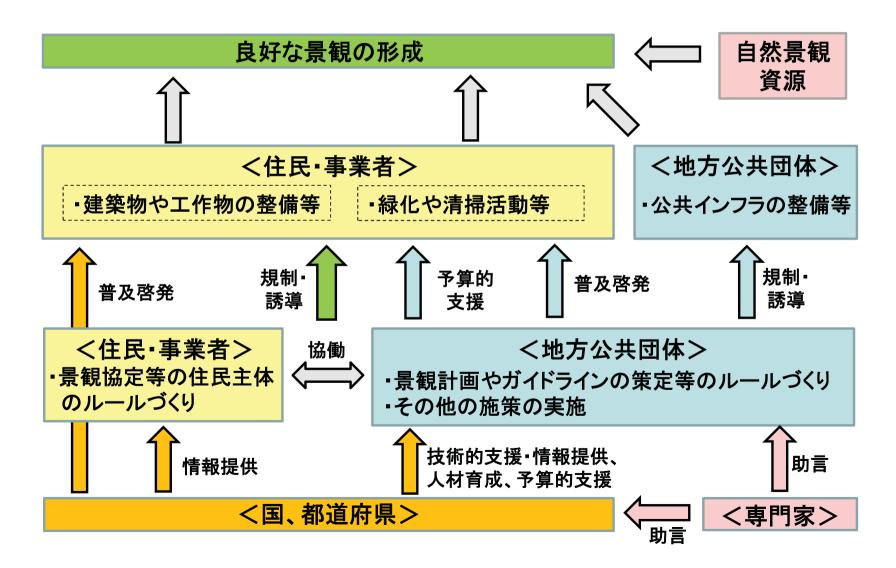


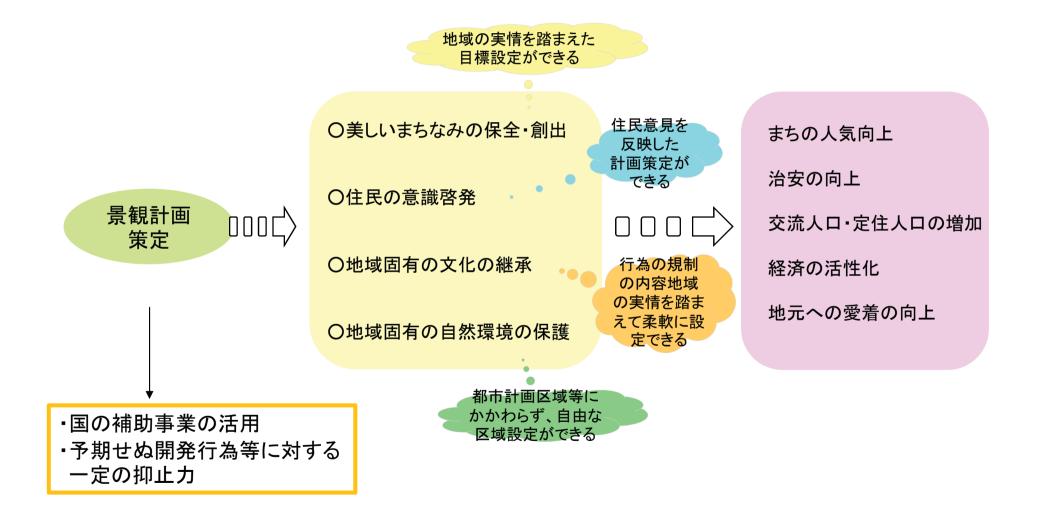
## 3. 景観まちづくりの推進に向けて (1)景観まちづくり、景観計画の必要性



#### 景観まちづくりとは

○景観まちづくりは景観法の運用だけではなく、景観を良くするための取組みすべてを含む概念
 ○住民・事業者、地公体、専門家、国がそれぞれの役割を担うことで、良好な景観形成に繋がる





#### 景観重要公共施設(法第47条)

- 景観重要公共施設とは、道路法による道路、河川法による河川、都市公園法による都市公園等の公 共施設であって、良好な景観形成に重要なもの。(法第8条第2項)
- 景観計画には、景観重要公共施設の整備に関する事項等を定めることができる。
- 景観計画に景観重要公共施設を位置付けるとともに、その整備に関する事項や許可等の基準を定める際には、当該公共施設の管理者との協議・同意が必要。

#### 活用の主なメリット

- 景観計画に景観重要公共施設の整備に関する事項が定められた場合は、当該景観重要公共施設 の整備は、当該景観計画に即して行わなければならない。
- 景観計画に景観重要公共施設に関する占用の許可等の基準について定めることが可能。基準が定められた場合、道路法や河川法等の特例として基準に適合しない場合には不許可となる。
- 管理協定に基づき、景観整備機構に管理を行わせることができる。(法第93条)

横浜市景観計画における景観重要道路(日本大通り)

占用許可の基準【抜粋】

ア 良好な街並みを維持するために、新たに設ける電柱・電線等、公衆電話所等、広告塔、彫刻・碑等、 突出看板、立看板等、添加看板、添加広告及び上空通路は、設けることはできない。

- イ 新たに設ける街灯等、公衆用ごみ容器、フラワーポット、ベンチ、掲示板又は案内標識等の形状は、 歴史的建造物が多く立地し、開港の歴史を伝える格調高い街並みに調和するものとすること。
- ウ 新たに設ける変圧塔等、光アクセス装置等の形状は、これらの機能を確保又は維持できる範囲で、 歴史的建造物が多く立地し、開港の歴史を伝える格調高い街並みに調和するものとすること。
- エ 街灯等、変圧塔等、光アクセス装置等、公衆用ごみ容器、フラワーポット、ベンチ、掲示板(表示面は 除く。)、案内標識等及び道路標識並びにこれらに付随する柱等及び器具の色彩は、マンセル表色系で 色相2.5G、明度4.0、彩度1.0を目安としたものを基調とすること。



### 温泉街の資源を活かした官民連携による景観まちづくり(山口県長門市)

- 長門湯本温泉は、山に囲まれた谷あいにコンパクトなまちなみが広がり、その中心に音信川とその支流である大寧等川、三ノ瀬川が地域に潤い を与え、自然に恵まれたのどかな景観を有している。
- 時代の変化とともに失われた温泉街の風情を再生するため、長門湯本温泉観光まちづくり計画を策定し、景観ルールの整備、音信川を中心とした社会実験など、多様な取り組みにより住民や事業者の景観に対する意識が向上している。

#### 長門湯本温泉観光まちづくり計画

▶ 当地区は社会情勢の変化などに既存の温泉街や宿泊施設が対応できず、宿 泊者数が下降を続けているため、当地区で最大の魅力となっている音信川を景 観まちづくりの大きな要素と捉え、平成28年8月にマスタープランとなる「長門湯 本温泉観光まちづくり計画」を策定した。



温泉街の再生に向け、様々な取り組みを開始。

#### まちの価値を高め、伝えていくためのルールづくり

- > 公共空間活用や夜間照明に関する専門家、地域住民の参加するワークショップ、 大工・工務店・設計者等が参加するワークショップを開催。
- ▶ 建築物に関するルール、夜間景観に関するルール、おもてなしに関するルールの3 項目で構成する、「長門湯本温泉景観ガイドライン」が平成30年3月に完成した。
- ▶ さらに、地域で目指すまちの姿を実現するため、景観協定の締結に向けて検討を 開始した。



地域住民ワークショップ



大工・工務店・設計者等ワークショップ

#### まち歩きの拠点となる施設の整備

▶ 旅館関係者や萩焼作家などの若手が集まり、将 来のまちの活性化のために音信川沿いの空き家を 借り受け、自分たちで壁や天井の解体や、内装工 事を行うなどリノベーションを実施して、まち歩きの拠 点となる萩焼ギャラリーカフェを開業。



#### まちの景観を向上させるための社会実験を実施

地元のまちづくり協議会主催により、整備後に生まれる公共空間の活用や景観を向上させる照明の設置など、温泉街の魅力の向上に寄与する取り組みを実施。





仮設店舗と休憩スペース



夜間景観の演出

音信川に川床・置き座を設置

- > 社会実験では、川床、夜間照明の評価が高い。
- ▶ 地元でも実際に見た人の7割弱の人がまちの印象に変化を感じているなど、地域の景観 に対する意識は確実に向上している。

施策の効果

